令和5年度

# 本田小学校いじめ防止基本方針

平成26年4月1日策定 令和 5年4月1日改訂

### はじめに

ここに定める「本田小学校いじめ防止基本方針」は、平成25年6月28日公布、平成25年9月28日施行された「いじめ防止対策推進法」(以下「法」という)の第13条を踏まえ、本校におけるいじめ問題等に対する具体的な方針及び対策等を示すものである。

# 1 いじめの問題に対する基本的な考え方

#### (1) 定義

## 法:第2条

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

### (2)基本認識

教育活動全体を通じて,以下の認識に基づき,いじめを見逃さず,いじめの防止等に当たる。

- ・「いじめは、人間として絶対に許されない」
- 「いじめは、どの学校でも、どの子にも起こり得る」
- 「いじめは、見ようと思って見ないと見つけにくい」

#### (3)学校としての構え

- ・児童の心身の安全・安心を最優先に、危機感をもって未然防止、早期発見・早期対応、早期解決を行い、児童を守る。
- ・日常的な「報告・連絡・相談」による情報の共有化と緊急課題の発生に対する迅速・誠実な 組織的対応による課題解決を推進する。
- ・「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を、教育活動全体を通じて、児童一人一人に徹底する。
- ・「いじめをしない, させない, 許さない学級・学校づくり」を進め, 児童一人一人を大切にする教職員の意識や日常的な態度を醸成する。
- ・けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景に ある事情も含め、児童の被害性に着目して、いじめに該当するか否かを判断する。
- ・いじめが解消したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行い、保護者や関係諸機関と積極的に連携を図りながら見届ける。

# 2 いじめの未然防止のための取組

(1)魅力ある学級・学校づくり(「分かる・できる授業」の推進、規範意識・主体性・自治力等 を育成する指導 等)